

定期報告書等作成のポイント

令和7年2月
資源エネルギー庁 省エネルギー課

<目次>

1. 省エネ法について

2. 昨年度からの変更点

－DRに関する事項（特定－第2表）－

－温対法に関する事項（特定－第12表）－

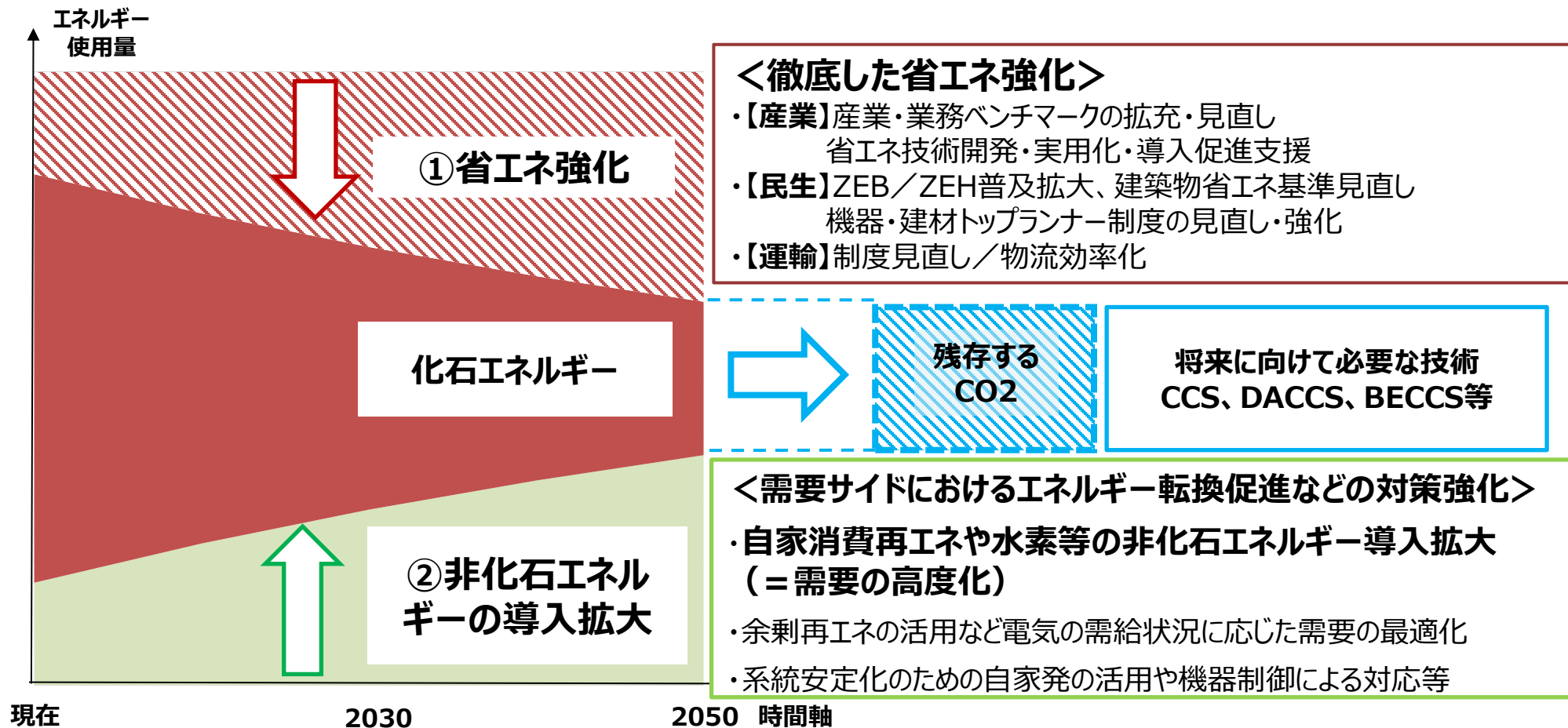
3. 定期報告書・中長期計画書の作成ポイント

4. 参考

省エネ法の改正

- 2050年カーボンニュートラル目標が示されたことを踏まえ、途上である2030年に向けても、徹底した省エネ（①）を進めるとともに、非化石電気や水素等の非化石エネルギーの導入拡大（②）に向けた対策を強化していくことが必要。

■ 需要サイドのカーボンニュートラルに向けたイメージと取組の方向性



改正省エネ法の概要

1. エネルギーの使用の合理化の対象範囲を拡大

- 省エネ法の「エネルギー」の定義を拡大し、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの使用の合理化を求める枠組みに見直す。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する措置

- 大規模需要家に対し、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画の作成及び非化石エネルギー使用状況等の定期の報告を求める。

3. 電気の需要の最適化に関する措置

- 大規模需要家に対し、電気の需給状況に応じた「上げDR」・「下げDR」の実績報告を義務化し、再エネ出力抑制時への需要シフトや需給逼迫時の需要減少を促す。
- 電気消費機器（トップランナー機器）への電気需要最適化に係る性能の向上の努力義務（現行の需要平準化に資する性能の向上の見直し）

→ これらを踏まえ、

法律名を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に見直し。
（2022年5月13日 第208回通常国会で成立）

⇒ 2023年4月1日 施行

<目次>

1. 省エネ法について

2. 昨年度からの変更点

－DRに関する事項（特定－第2表）－

－温対法に関する事項（特定－第12表）－

3. 定期報告書・中長期計画書の作成ポイント

4. 参考

特定－第2表 DRに関する事項

- 定期報告において、現状、DR実施日数の報告を求めているところ、新たに「DRの実績値」及び「DRの実施に活用した設備」の報告を任意で求めることになりました。
- R7年度の提出（R6年度実績）から報告を求めます。

1－4 電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのディマンド・リスポンスに関する契約の状況		
ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量	下げディマンド・リスポンス	kW
	上げディマンド・リスポンス	kW
ディマンド・リスポンス実施量	下げディマンド・リスポンス	kWh
	上げディマンド・リスポンス	kWh
	需給調整市場約定量	kWh

DRの実施状況に関する報告

DR実績の報告

- 備考 1 ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量は、設置する工場等におけるディマンド・リスポンス実施時の最も大きい値を記載すること。
- 2 ディマンド・リスポンス実施量は、設置する工場等における年度の合計量を記載すること。

1－5 電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	
電気を消費する機械器具	
空気調和設備	
蓄電池及び蓄熱システム	
その他	

DR実施状況に関する報告

- 備考 1 ディマンド・リスポンスの対応を行うにあたり設置する工場等で活用した設備を報告すること。

【参考】DR実績の評価の報告様式と導入スケジュール

2022年12月23日第4回工場等判断
基準WG 資料3より抜粋（一部加工）

- 「DR実施回数（日数）の報告（義務）」については、R5年度分の報告から運用を開始する。
- なお、「**高度なDR評価の報告（任意）**」については、**各種DRを区分してそれぞれの実施量（kWh等の量）を報告いただく方向**であり、当面は検証に必要となる電力量データ等の提供に協力していただける需要家やアグリゲーター等を募り、**R5年度にかけて分析を進める**。その検証結果等を踏まえ、R5年度中に必要に応じて修正を行い、**R6年度から運用を開始**する。

定期報告書におけるDR実施回数（日数）の記載（イメージ）

1－3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日
------------------------	---

導入スケジュール

	報告データ	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～
【参考】 「最適化評価原単位の改善」の評価	燃料＋熱＋ 「電気使用量（月単位or 時間単位）」	評価方法の策定	制度開始	★ R5年度実績を報告	
「DRの実績」評価 【義務】	DRの実施回数 （下げDR及び上げDR）	評価方法の策定	制度開始	★ R5年度実績を報告	
高度なDR評価 【任意】	DRの実施量 （下げDR及び上げDR）	評価方法の検討・データ収集等	評価方法の 策定	制度開始	★ R6年度実績を報告

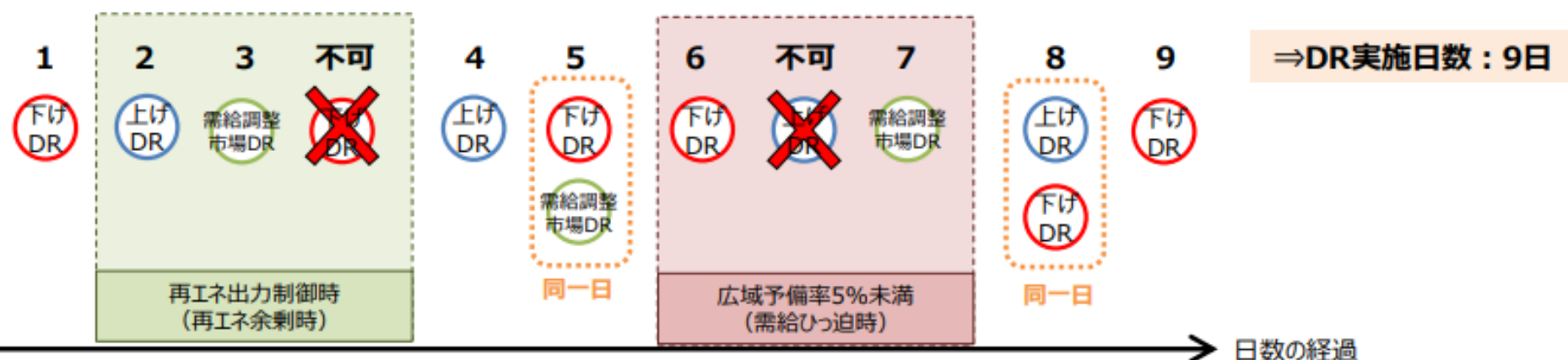
【参考】DR実施回数（日数）の報告

2022年12月23日第4回工場等
判断基準WG 資料3より抜粋

- DR実施回数の報告（義務）については、約1万2千者の特定事業者等に少しでもDRに関心を持っていただく観点から、できるだけ簡便な報告内容とすることが望ましい。
- DRには「上げDR」「下げDR」「需給調整市場でのDR」が存在するが、いずれも適切なDRは「電気の需要の最適化」に資するところ、報告のしやすさを勘案し、DRの種類を区別せず、DRを実施した日数を報告していただくこととしたい。
- ただし、需給ひっ迫時の上げDR（需要増加）や再エネ余剰時の下げDR（需要抑制）といった逆向きのDRについては、電力安定供給に支障を生じる可能性があり、「電気の需要の最適化」に反することから、カウント不可とする。

＜考え方＞

- （様々なDRがあるが、種類を区別せず）DRを実施した「日数」をカウント
- 需給ひっ迫時の上げDR（需要増加）や再エネ余剰時の下げDR（需要抑制）はカウント不可



【参考】DRの種類

2022年12月23日第4回工場等
判断基準WG 資料3より抜粋

- デマンドリスポンス（DR）は、再エネ余剰時等に電力需要を増加させる「上げDR」、電力需給ひっ迫時に電力需要を減少させる「下げDR」、実需給断面で電力需給バランスを確保するために行われる「需給調整市場でのDR」の3つに大別される。

項目	上げDR	下げDR	需給調整市場でのDR
概要	再エネ余剰時等に電力需要を増加させるDR ※小売電気事業者と需要家との契約等	電力需給ひっ迫時に電力需要を抑制させるDR ※一般送配電事業者又は小売電気事業者と需要家との契約等	（余剰時・ひっ迫時に関わらず）実需給断面で電力需給バランスを確保するために行われるDR ※需給調整市場で調達
主なDRの指令方法	小売電気事業者が、（アグリゲーター等を介して）需要家に需要増加を指令する。	小売電気事業者又は一般送配電事業者が、（アグリゲーター等を介して）需要家に需要抑制を指令する。	一般送配電事業者が、（アグリゲーター等を介して）需要家に、必要な量の応動を指令する。
イメージ			

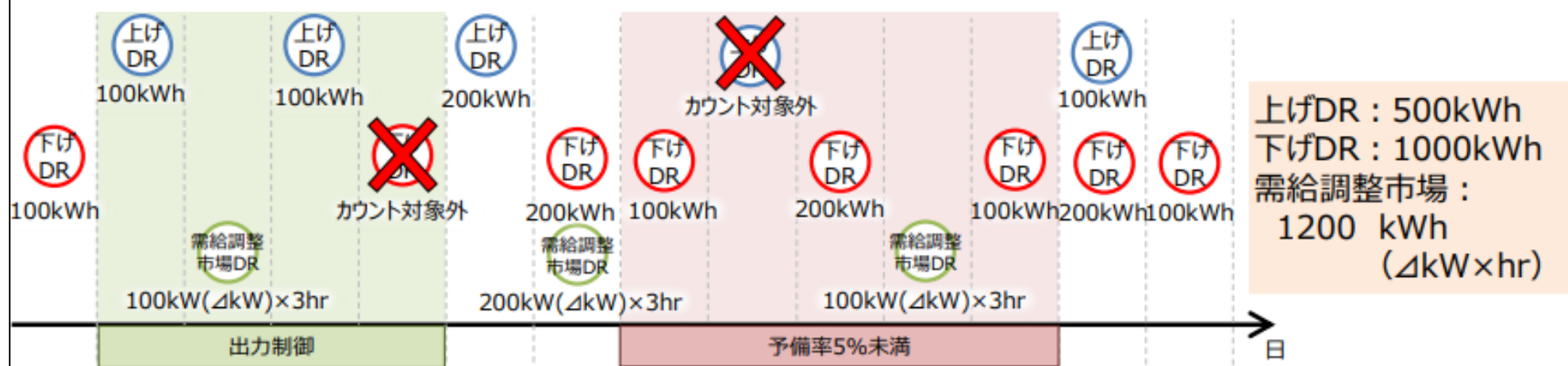
高度なDRの報告対象として想定するDR実施量

- DR実施量の報告対象となるDRは以下の通り。
 - 経済DR（下げ/上げDR）や需給調整市場等、ベースライン※¹を設定して行うDRは対象
 - ただし、「DR実施回数（日数）の報告」と同様に、需給に逆行するDRは対象外
- DR実施量は、1時間又は30分間隔（より短い間隔も可）の電力量データを用いたベースラインを設定し、ベースラインと実際の電力使用量の差分を算出することでカウント。
- なお、kWh量を評価できるDR（経済DR、電源I'※²等）は、DRによるkWh量を下げDRと上げDRに分けて算出し、需給調整市場におけるDRにおいては約定した $\Delta kW \times$ ブロック時間（結果として単位はkWh）を算出する。

※1 ベースライン：DRを実施しなかった場合の想定される電力使用量

※2 電源I'：猛暑や厳寒に対応するための調整力のこと

<DR実施量算定イメージ>



【参考】ベースラインの種類

2022年5月27日第50回電力・ガス基本政策小委員会 資料4-3より抜粋

- DR実施にあたっては、DRを実施しなかった場合に想定される電力量（ベースライン）と、実際の電力量との差分を評価することになる。
- ERABガイドライン※では、各種取引におけるDR実施量（需要抑制量）を正確・公平に算定するための「標準ベースライン」として、「High 4 of 5（当日調整あり）」を規定。
- また、「High 4 of 5（当日調整あり）」が適切ではない場合の代替ベースラインとして、「High 4 of 5（当日調整なし）」「同等日採用法」「事前計測」等も規定。
- なお、小売事業者が活用する経済DR（ERABガイドラインにおける類型1①に相当）においては、民・民の取引として、自由な競争環境下で多様なサービスを提供することが求められることから、本ガイドラインも参考にしつつ、事業者の創意工夫による様々なベースラインの設定が期待される。
- すなわち、経済DRのベースラインについては、「High 4 of 5（当日調整あり）」に限定されているものではないが、需要家の理解のため、ベースラインの正確性・公平性については留意が必要。

<標準ベースライン（High 4 of 5、当日調整あり）の概要>

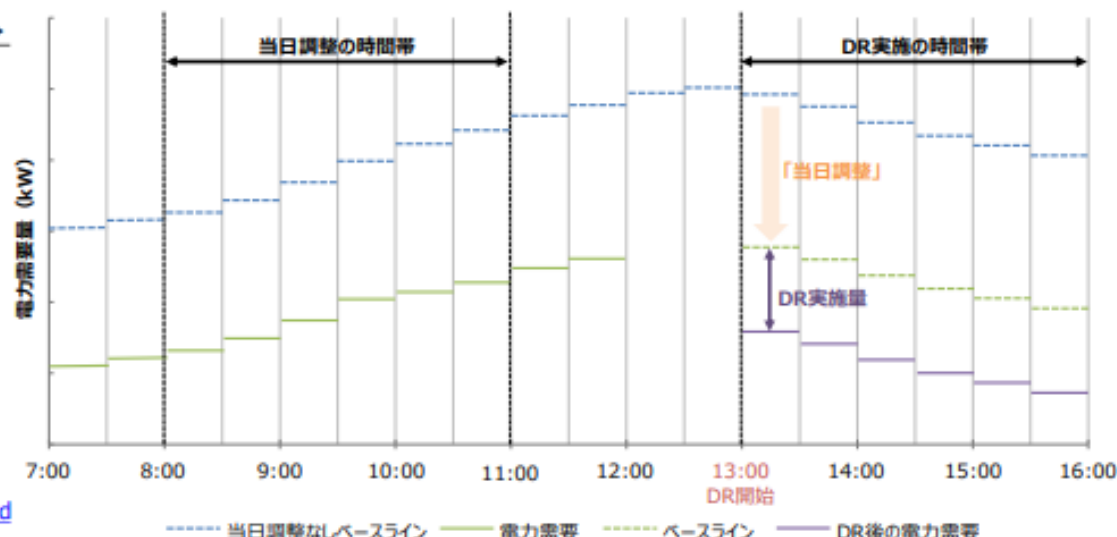
（注）以下はあくまで概要であり、詳細はERABガイドラインを参照すること

- DR実施日の直近5日間のうち、DR実施時間帯の平均需要量の多い4日間の需要データについて、30分単位のコマ毎の平均値を算出する【①】。
- DR実施時間の5～2時間前までの30分単位6コマについて、DR実施日当日の需要量と、上記①の差分を取る【②】。
- 上記①で算定された値におけるDR実施時間帯の30分単位の各コマに、上記②で算出された値を加算し、標準ベースラインとする。

※資源エネルギー庁

エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン（令和2年6月1日）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/vpp_dr/files/20171129001-1.pdf



【参考】代替ベースライン

2022年11月28日第2回次世代の分散型
電力システムに関する検討会 資料4より抜粋

- ERABガイドラインでは、代替ベースラインとして以下を規定している。

名称	ERABガイドラインでの規定
High 4 of 5 (当日調整なし)	D R 実施日が平日の場合には前述の 1 (1) ①で算出された値を、土曜日・日曜日・祝日の場合には前述の 1 (2) ①で算出された値を、それぞれベースラインとする。 【注】前スライドにおける「当日調整」を実施せず、「DR実施日の直近5日間のうち、DR実施時間帯の平均需要量の多い4日間の需要データについて、30分単位のコマ毎の平均値を算出」した結果をそのままベースラインとするもの。
同等日採用法	① D R 実施日から過去 3 0 日以内（平日及び土曜日・日曜日・祝日）において、D R を実施しなかった日を、比較対象日とする。 ② 比較対象日において、D R 実施時間帯と、その直前 1 時間と直後 1 時間とを除いた 3 0 分単位のコマを比較対象コマとする。 ③ 全ての比較対象日について、各比較対象コマにおける D R 実施日当日の実需要値と比較対象日の実需要値の二乗誤差を算出し、比較対象日毎に二乗誤差の総和（誤差二乗和）を算出する。 ④ 比較対象日のうち、上記③で算出した誤差二乗和が最も小さい 3 日間を選択し、その 3 日間の 3 0 分単位のコマ毎の需要量の平均値を算出し、これをベースラインとする。
事前計測	需要家単位で、D R 実施日当日の D R 実施時間帯の 4 時間前から 1 時間前までの 3 0 分単位の計 6 コマの実際の需要量の平均値をベースラインとする。ただし、低圧需要家等、需要変動が大きい需要家の場合は、当該ベースラインの使用は推奨しない。
発電機等計測	個別計測を含め、柔軟な計量に関する各種制度の検討状況を踏まえて、適用可否を判断することとする。 【注】いわゆる「機器個別計測」を指すもの

<目次>

1. 省エネ法について

2. 昨年度からの変更点

－DRに関する事項（特定－第2表）－

－温対法に関する事項（特定－第12表）－

3. 定期報告書・中長期計画書の作成ポイント

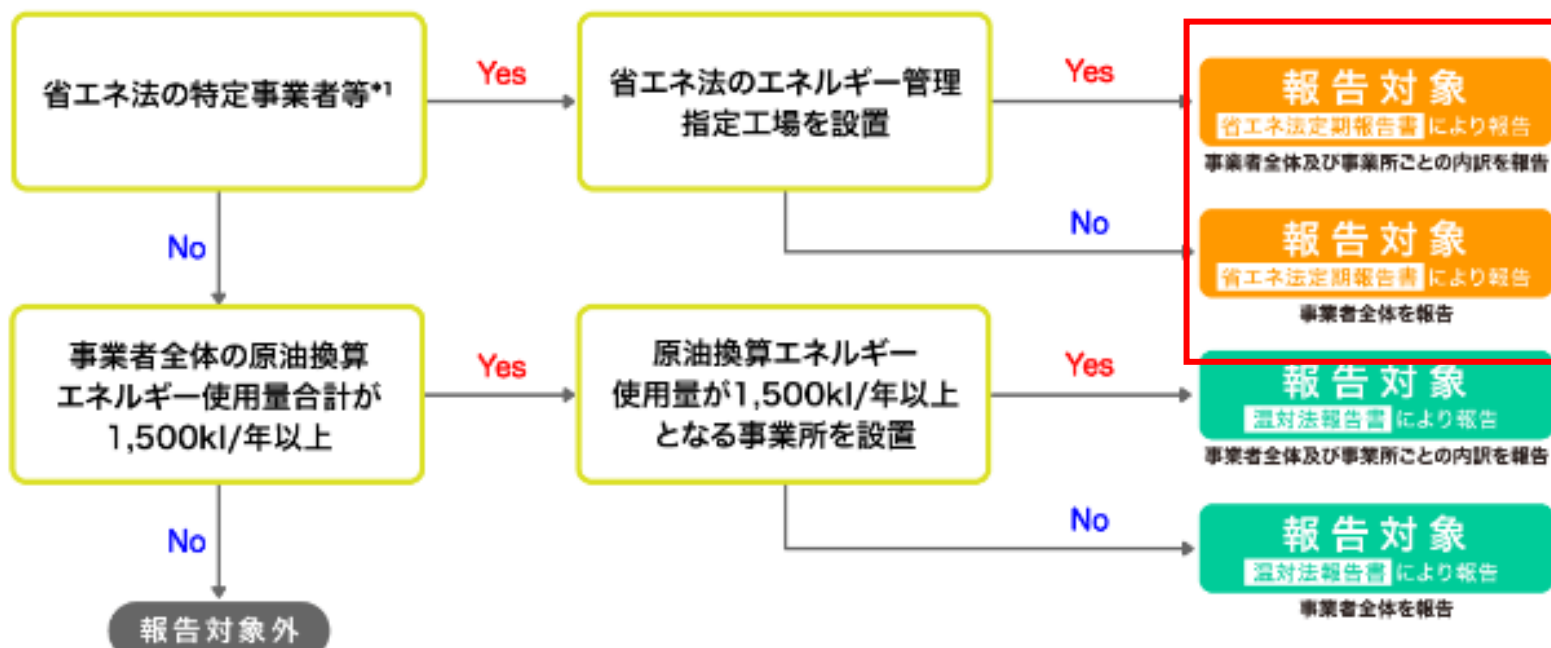
4. 参考

特定－第12表 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 省エネ法の特定事業者は、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の「特定排出者」にも該当し、毎年CO₂の排出量を国に報告することが義務づけられています。
- 報告の負担を削減する観点から、**エネルギー起源CO₂の報告については省エネ法定期報告書（特定第12表）を利用した報告をして頂くこととしています。**

エネルギー起源CO₂排出量の対象事業者（特定排出者）

特定事業所排出者



*1 以下のいずれかに該当する事業者

・省エネ法の特定事業者又は特定連鎖化事業者

・省エネ法の認定管理統括事業者又は管理関係事業者のうち、全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kl/年以上の事業者

特定－第 1 2 表 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 特定-第 1 2 表については、事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等について報告してください。
- 令和7年度報告より、**直接排出（燃料の使用に伴う排出）と間接排出（他人から供給された電気及び熱の使用に伴う排出）を区分して報告することとなります（指定表は変更無し）。**

特定－第 1 2 表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

① 排出年度： 2024 年度

<第 1 2 表 1>

- ①排出年度を記載（令和 7 年度提出時は「2024年度」）。
- ②特定事業者全体の主たる事業及び細分類番号は、特定 1 表に同じ（日本標準産業分類に基づく事業名と細分類番号を記入。）
- ③主たる事業を所管する大臣を記載
※地方自治体については
「経済産業大臣、環境大臣」と記載
（〇〇局、企業庁、教育委員会等の単位で報告している場合は、事業所管大臣）
- ④商標又は商号等欄は、特定連鎖化事業者の場合のみ、当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号等を記載。
- ⑤事業者全体のCO₂実排出量を記載。
（各分類の合計値と一致しているか確認）
- ⑥分類した細分類毎のCO₂排出量を記載。

細分類が 1 種類のみの事業者も⑥に特定事業者全体と同じ実績を記入してください。

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素		
			燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素
⑤ 事業者全体	主たる事業	セメント製造業	100,010 t-CO ₂	5,000 t-CO ₂	52,000 t-CO ₂
	細分類番号	2 1 2 1			
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣			
	商標又は商号等				
⑥ 1	工場等に係る事業の名称	セメント製造業	100,000 t-CO ₂	5,000 t-CO ₂	50,000 t-CO ₂
	細分類番号	2 1 2 1			
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣			
2	工場等に係る事業の名称	主として管理業務を行う本社等	10 t-CO ₂		2,000 t-CO ₂
	細分類番号	2 1 0 0			
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣			
3	工場等に係る事業の名称				
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

特定－第12表 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- **特定排出者が取得した非化石証書やグリーン電力・熱証書、再エネ電力・熱由来のJ-クレジットの無効化量・移転量**は、調整後排出量だけでなく、**基礎排出量にも反映させる**ことになります。
※調整後排出量の算定方法は現行どおりのため、上記の証書やクレジットは調整後排出量の算定においても反映させます。

《基礎排出量のうち、他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源CO2の算定》

①他人から供給された電気の使用に伴う排出量

他人から供給された電気の
使用量 × 基礎排出係数
(非化石電源調整済)

- ・ 非化石電源二酸化炭素削減相当量 (※1, ※2)
- ・ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量 (グリーン電力証書由来) の無効化量 (※2)
- ・ 再エネ電力由来J-クレジットの無効化量 (※2, ※3)

+

- ・ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量 (グリーン電力証書由来) の移転量
- ・ 再エネ電力由来J-クレジットの移転量 (※3)

②他人から供給された熱の使用に伴う排出量

他人から供給された熱の
使用量 × 基礎排出係数

- ・ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量 (グリーン熱証書由来) の無効化量 (※4)
- ・ 再エネ熱由来J-クレジットの無効化量 (※3, ※4)

+

- ・ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量 (グリーン熱証書由来) の移転量
- ・ 再エネ熱由来J-クレジットの移転量 (※3)

特定－第12表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度: 2024年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量				
番号	事業分類	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素		
		燃料の使用に伴う二酸化炭素 (廃棄物の原料使用に伴うものを除く)	廃棄物の原料使用に伴う二酸化炭素	他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素

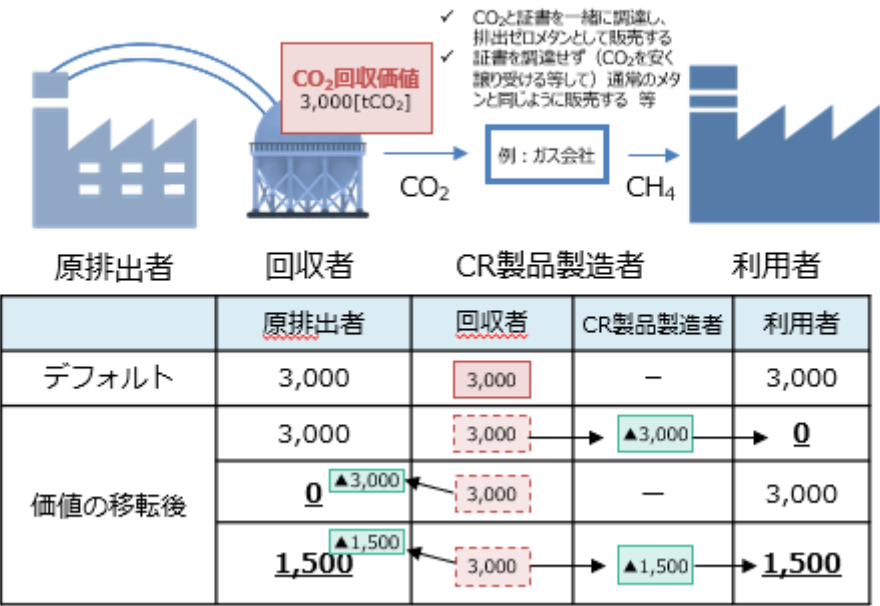
※1 「非化石電源二酸化炭素削減相当量」は、電気事業者から小売供給された電気の使用に伴い発生するCO₂の量を上限に控除可能。
※2 「非化石電源二酸化炭素削減相当量」と「グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量 (グリーン電力証書由来) の無効化量」と「再エネ電力由来J-クレジットの無効化量」の合計値は、他人から供給された電気の使用に伴うエネルギー起源CO₂排出量を超えることはできない。
※3 「J-クレジット」には、国内クレジット及びオフセット・クレジット (J-VER) を含む。
※4 「グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量 (グリーン熱証書由来) の無効化量」と「再エネ熱由来J-クレジットの無効化量」は、他人から供給された熱の使用に伴うエネルギー起源CO₂排出量を超えることはできない。

特定－第12表 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- CCUのうち回収した二酸化炭素をカーボンリサイクル燃料（合成メタン等）の製造に用いた場合、**原排出者とカーボンリサイクル燃料の利用者の合意により、どちらがどれだけ排出を計上するか決定し、計上不要な分は基礎排出量から反映することとした。**

<具体的なイメージ>

- ✓ 原排出者と利用者とで排出削減価値の移転を行わない場合は、原排出者も利用者もどちらも排出を計上する（下図の「デフォルト」参照）。
- ✓ 原排出者と利用者の合意（ガス会社などのカーボンリサイクル燃料製造者が合意を取り付けることも考えられる）により排出計上する分を決定し、基礎排出量から反映する（下図の「価値の移転後」参照）。



<原排出者が控除する場合>

- ✓ 様式に追加される「大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量」に必要事項を記載し控除する。

6の7 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO ₂
---------------------------------	-------------------

6の8 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	t-CO ₂
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO ₂
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	
	当該燃料の種類	

<利用者が控除する場合>

- ✓ 利用者側で排出計上不要な分は、都市ガスの事業者別排出係数に反映されるため、算定に用いた都市ガスの排出係数を報告する（上記の表には記載しない）。

<目次>

1. 省エネ法について

2. 昨年度からの変更点

－DRに関する事項（特定－第2表）－

－温対法に関する事項（特定－第12表）－

3. 定期報告書・中長期計画書の作成ポイント

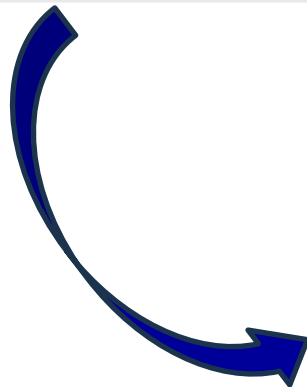
4. 参考

EEGSによる定期報告書作成の流れ

- EEGSでは、各事業所がエネルギー使用状況を入力するだけで、システム内で事業者単位でのエネルギー使用量の合算等が行われます。

①事業所を選択します。

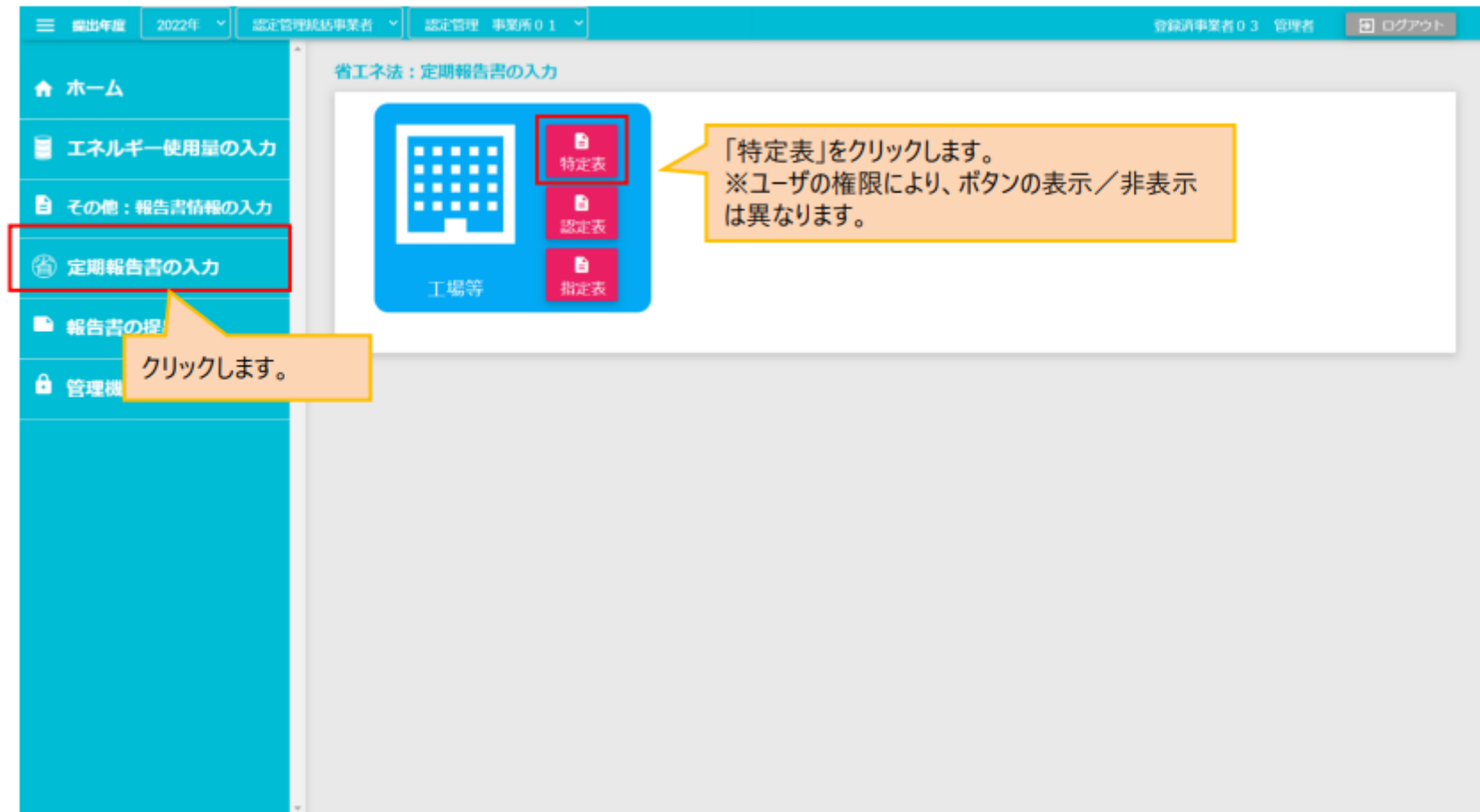
The screenshot shows the EEGS main menu. The left sidebar contains the following items: ホーム, エネルギー使用量の入力, その他：報告書情報の入力, 定期報告書の入力, 中長期計画書の入力, 報告書の提出, 外部システム等との連携, 管理機能. The 'エネルギー使用量の入力' item is highlighted with a red box and an arrow pointing to it with the text '②クリックします。'. The main content area has a header 'エネルギー使用量の入力' and a large blue button with a building icon and the text 'エネルギー使用量の入力'. This button is also highlighted with a red box and an arrow pointing to it with the text '③クリックします。'. The top navigation bar includes '年度年度 2023年', '事業者', and '事業者を選択' (highlighted with a red box and an arrow pointing to it with the text '①事業所を選択します。').



The screenshot shows the 'エネルギー使用・販売量の入力' screen. The left sidebar is the same as the previous screen. The main content area has a header 'エネルギー使用・販売量の入力' and a text area with instructions. Below the text area are buttons: '前年度のエネルギーの種類の選択', 'エネルギーの種類を追加する' (highlighted with a red box and an arrow pointing to it with the text '入力項目を追加する際、クリックします。'), 'ファイルを選択', '選択されていません', 'ファイルから読み込み', and 'LAPSS連携エネルギー使用量取込'. At the bottom, there is a table with columns for 'エネルギーの種類', '対象年度', '換算係数', and '2022年度', '2023年度', '単位'. The table is divided into sections for '使用量', '販売した再生エネルギーの量', and '購入した未利用熱の量'. A green box at the bottom right contains the text: 「+エネルギーの種類を追加する」をクリックすると活動分類選択画面が表示されます。

EEGSによる報告書作成の流れ

- 全ての事業所のエネルギー使用量の入力が終わった後、定期報告書作成に入ります。原単位等の数値データについては自動計算されていますので、基本的には自由記述欄等の入力をし、報告書を完成させます。



特定表一表紙

EEGSで自動入力

- 表紙には事業者の名称等について記入します。

- ① 提出宛先は、事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地（特定1表に記載の住所と同じ）を管轄する**経済産業局長**及び設置している全ての工場等に係る**事業を所管している省庁**（特定第3表及び特定12表の産業分類毎に確認）。

（宛先が複数ある場合は宛先を連名で記入可能です
例：関東経済産業局長、関東農水局長）

- ② 届出日（提出年月日）を記載。西暦が望ましい。
- ③ 住所（本社登記住所）・法人名・法人番号・代表者の役職名・代表者氏名等を記入。

※法人名は、正式名称を略さず記載

法人番号(13桁)は、国税庁ホームページより検索
<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

※代表者の役職名は、公式なものを記載（押印は不要。）

※法人名（英語表記）と銘柄コードは任意入力（有している事業者のみ記入。）。

様式第9（第36条関係）	
※受理年月日	
※処理年月日	
定期報告書	
① ○○経済産業局長 殿	② 2024年 ○月 ○日
③	住所 法人名 法人名（英語表記） 法人番号 銘柄コード 代表者の役職名 代表者の氏名
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第16条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。	

特定－第2表 事業者のエネルギーの使用量等

EEGSTで自動入力

- 特定－第2表には、報告対象年度に使用したエネルギー量を記載頂きます。

特定－第2表 事業者のエネルギーの使用量等
1－1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類		単位	2024年度											
			使用量				販売した副生エネルギーの量				購入した未利用熱の量			
			他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量								連携省エネルギー措置を踏まえた使用量			
			数値		熱量 GJ		数値		熱量 GJ		数値		熱量 GJ	
原油（コンデンセートを除く。）	kl													
原油のうちコンデンセート（NGL）	kl													
石炭	t													
木炭	t													
木質廃材	t													
バイオエタノール	kl													
バイオディーゼル	kl													
バイオガス	㎥m³													
その他バイオマス	t													
RF	t													
RF	t													
廃タイヤ	t													
廃プラスチック	t													
廃油	kl													
廃棄物ガス	㎥m³													
混合廃材	t													
水素	t													
アンモニア	t													
その他	GJ													
小計	GJ													

報告対象年度（エネルギーを使用した年度）は「2024年度」と記入して下さい

「数値」の欄は、1年度間の使用量について、各工場等のエネルギー使用量を合算し、原則小数点以下第1位を四捨五入して整数値で記入して下さい

使用量が極めて少ないため、小数点以下第1位を四捨五入することによって「0」となった場合又は使用していないエネルギーについては、原則、使用量の数値及び熱量 G J の欄を「空欄」として下さい（「0」、「－」や斜線等は記入しないで下さい）

「他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量」の欄は、熱供給事業法上の熱供給事業者に該当し、熱供給事業を行う事業所として登録を受けている工場等または、電気事業法上の発電事業者に該当し、発電事業を行う事業所として届け出ている工場等のみ、該当するエネルギー使用があれば記入して下さい。

特定－第2表 事業者のエネルギーの使用量等

EEGSで自動入力

- (化石燃料・非化石燃料ともに) エネルギーを投入して電気を発生させた場合、燃料欄と自家発電 その他 () に記載頂きます。(木材による発電をした場合は下記のとおり)

[illegible]

「使用量」は発電の用に供した木材の全ての使用量を記載して下さい。

※「使用量」には、他者に売る電気を作るために使用したエネルギー使用量も含まれます。

「自家発電」の欄は、木材によって発電した電気のうち、自社工場等内で使用した全ての電気の使用量を記載して下さい。

燃料の使用量と電気の使用量をダブルカウントしないよう、電気の使用量のうち、「自家発電 その他（燃料）」に記入した使用量及び熱量換算値は小計に含めないで下さい。

[illegible]

特定－第2表1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

EEGSで自動入力
※EXCEL算出が必要

- 特定第2表1－2では、電気需要最適化原単位の算出に必要な、月別もしくは時間帯別の電気使用量をご報告頂きます。

①報告にあたっては、**事業者単位**で月別・時間帯別の**いずれか1つを選択**。
※指定工場がある場合は、**全ての工場にて月別か時間帯別かを統一**。

②（月別を選択した場合に記入）
月ごとの電気使用量に、資源エネルギー庁が4月下旬に公表する月ごとの係数を乗じた数値を記入。
※月ごとの係数はエリア毎に異なるため、エリアを跨いで複数事業を所有する事業者にあたっては、エリア毎の電気の使用量に各エリアの係数を乗じて電気の使用量を計算してください（（注）のとおりExcelで計算頂きます。）。

③（時間帯別を選択した場合に記入）
30分または60分単位で計測した系統電気の使用量に、エリア毎の「出力制御時間帯」、「需給が厳しい時間帯」、「その他の時間帯」の係数を乗じた数値を記入。

（注）月別を選択した場合は、省エネ課が公開するExcelにて計算をしていただき、その数値をEEGSに入力いただく必要がございます。Excelの公開ページは「関連HP」をご覧ください。

1－2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

※時間帯別を選んだ際の記載例

時間帯	単位	年度					
		使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
		数値	原油換算 kJ	数値	原油換算 kJ	数値	原油換算 kJ
月別	4月	千 kWh					
	5月	千 kWh					
	6月	千 kWh					
	7月	千 kWh					
	8月	千 kWh					
	9月	千 kWh					
	10月	千 kWh					
	11月	千 kWh					
	12月	千 kWh					
	1月	千 kWh					
	2月	千 kWh					
	3月	千 kWh					
時間帯別	出力制御時間帯	千 kWh	100,000	9,288			
	需給が厳しい時間帯	千 kWh	70,000	22,033			
	その他の時間帯	千 kWh	130,000	31,528			
	合計			62,528			

備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
2 原油換算 kJ 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

(参考) 特定－第2表1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

- 令和7年度報告時に使用する係数及びExcelの計算シートは今後公表します。

時間帯別を選択した際に使用する
係数

● 電気需要最適化係数の設定方法

時間帯別電気需要最適化係数

30分又は60分単位で計測した系統電気の使用量を一次エネルギー換算する際に用いる係数

時間帯別電気需要最適化係数は以下の通り

- (1) 再エネ出力制御時：3.60 MJ/kWh
(2日前の時点で出力制御が見込まれる日の8時から16時)
- (2) 需給状況が厳しい時：12.2 MJ/kWh
(前日の時点で一部の時間帯で広域予備率が5%未満となることが見込まれる日の0時から24時)
- (3) その他の時間帯：9.40 MJ/kWh

月別電気需要最適化係数

1か月単位で計測した系統電気の使用量を一次エネルギー換算する際に用いる係数

月別電気需要最適化係数は以下の時間帯の区分で設定される係数を月ごとに平均した値。

報告対象年度における実績値を基に、エリアごとに設定されます。

- (1) 再エネ出力制御時：3.60 MJ/kWh
(出力制御を実施した時間帯)
- (2) 需給状況が厳しい時：12.2 MJ/kWh
(一部の時間帯で広域予備率が5%未満となった日の0時から24時)
- (3) その他の時間帯：9.40 MJ/kWh

(参考) 前年度の実績をもとに算出した月別電気需要最適化係数

報告対象年度の前年度の出力制御と広域予備率の実績をもとに算出される前年度の月別電気需要最適化係数も参考にいただき、電気の需要の最適化に取り組んでいただくことが出来ます。

前年度の実績をもとに算出した月別電気需要最適化係数は、毎年4月に公表します。

2022年度の実績をもとに算出した月別電気需要最適化係数

	GJ/千kWh									
	北海道	東北	東京	北陸	中部	関西	中国	四国	九州	沖縄
4月	9.40	9.08	9.40	9.40	9.40	9.40	9.27	9.14	8.30	9.40
5月	9.35	8.87	9.40	9.40	9.40	9.40	9.09	9.03	8.97	9.40
6月	9.40	9.40	9.68	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40
7月	9.40	9.40	9.49	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40
8月	9.38	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.34	9.40
9月	9.31	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.34	9.40
10月	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.28	9.40	8.96	9.40
11月	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.14	9.40
12月	9.49	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.34	9.40
1月	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.03	9.34
2月	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	8.50	9.40
3月	9.40	9.18	9.40	9.40	9.40	9.40	9.09	9.28	8.03	9.28

月別を選択した際に使用する係数

(令和6年度報告の係数)

EEGSによる入力方法

- 電気使用量の月別／時間帯別については、省エネ課が公開する算出支援ツール（Excel）を用いて、事業所ごとに集計する必要があります。集計した値をEEGSで入力して下さい。

- ➔ [電気需要最適化係数を考慮した電気使用量算出支援ツール 操作マニュアル](#) 
- ➔ [電気需要最適化係数を考慮した電気使用量算出支援ツール（月別）](#) 
- ➔ [電気需要最適化係数を考慮した電気使用量算出支援ツール（時間帯別（1時間単位））](#) 
- ➔ [電気需要最適化係数を考慮した電気使用量算出支援ツール（時間帯別（30分単位））](#) 

省エネポータルサイト（計算サポートツール）

※ベンチマーク指標が設定された事業を行っていますか。
※対象となる事業はこちらをご覧ください。

● はい ○ いいえ

※運携省エネルギー措置による省エネ効果を報告しますか。

● はい ○ いいえ

※温室効果ガス排出量の算定に際して法定外の算定方法又は係数を使用しますか。

● はい ○ いいえ

※電気の使用量を報告する形式を選択してください。
※電気を使用していない場合、変更の必要はありません。

● 月別 ○ 経年別

[illegible]

電気使用量の月別／時間帯別入力画面

電気使用量の入力(月別)

電気使用量を入力してください。
※電表を使用していない場合は、0年入力してください。
※省エネ対策事業費は、月別・時間帯別使用量と、電力メニューごとの使用量を
双方入力していただく必要があります。
電力メニューごとの使用量は、検索窓のリスト内「電表の使用」以下の適切な電表の
「1ヵ月あたりの消費量」を入力してください。
※選択したのみ報告対象である事業者は、本画面で時間帯別使用量を入力する必要はありません。
※入力方式（月別・時間帯別）は事業者基本情報入力画面より変更できます。

電気使用月 (年MM)	使用量 (kWh)
4月	0
5月	0
6月	0
7月	0
8月	0
9月	0
10月	0
11月	0
12月	0
1月	0
2月	0
3月	0

電気使用量の入力(時間帯別)

電気使用量を入力してください。
※電表を使用していない場合は、0年入力してください。
※省エネ対策事業費は、月別・時間帯別使用量と、電力メニューごとの使用量を
双方入力していただく必要があります。
電力メニューごとの使用量は、検索窓のリスト内「電表の使用」以下の適切な電表の
「1ヵ月あたりの消費量」を入力してください。
※選択したのみ報告対象である事業者は、本画面で時間帯別使用量を入力する必要は
ありません。
※入力方式（月別・時間帯別）は事業者基本情報入力画面より変更できます。

電気使用月 (年MM)	出力制御時間 使用量	電圧が低下し た時間 使用量	その他の時間帯 使用量
4月	0	0	0
5月	0	0	0
6月	0	0	0
7月	0	0	0
8月	0	0	0
9月	0	0	0
10月	0	0	0
11月	0	0	0
12月	0	0	0
1月	0	0	0
2月	0	0	0
3月	0	0	0

この内容で入力する

この内容で入力する

電気使用量の内訳を
入力後にクリックします。

特定－第2表1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

手入力

- 特定第2表 1－3 では、1年間のうちデマンドリスポンス（以下DR）（※）を実施した日数をご報告頂きます。

※DR：電気の需要側における、電気の供給状況に合わせて、電気の需要を減らしたり、（下げDR）、需要を増やす（上げDR）取組。

1－3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	9
------------------------	---

- 備考 1 1日に数回DRの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。
2 設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

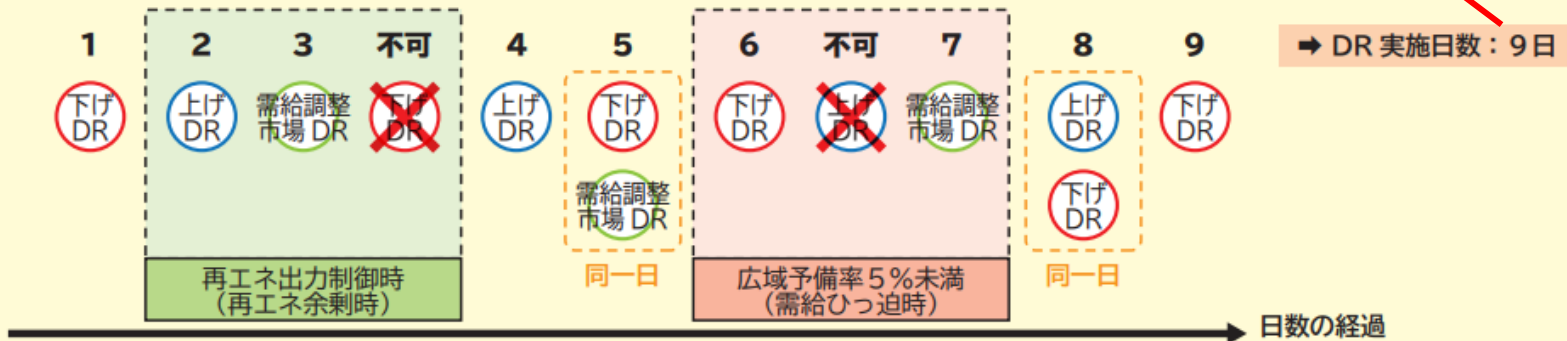
DRの実施日数を記載。
指定工場等がある場合は、
設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載。

DR 実施日数のカウント方法

（様々なDRがあるが、種類を区別せず）DRを実施した「日数」をカウント

需給ひっ迫時の上げDR（需要増加）や再エネ余剰時の下げDR（需要抑制）はカウント不可

DR 実施日数のカウントイメージ



特定－第2表1-4 電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

手入力

- 特定第2表 1－4 はDRを実施した事業者のうち、報告可能な事業者のみ記載して下さい。

1－4 電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのディマンド・レスポンスに関する契約の状況		
ディマンド・レスポンス実施時の最大供給容量	下げディマンド・レスポンス	kW
	上げディマンド・レスポンス	kW
ディマンド・レスポンス実施量	下げディマンド・レスポンス	kWh
	上げディマンド・レスポンス	kWh
	需給調整市場約定量	kWh

- 備考 1 ディマンド・レスポンス実施時の最大供給容量は、設置する工場等におけるディマンド・レスポンス実施時の最も大きい値を記載すること。
- 2 ディマンド・レスポンス実施量は、設置する工場等における年度の合計量を記載すること。

設置する工場等でアグリゲーター等とのDRに関する契約実績がある場合「有」、ない場合は「無」と記載して下さい。

報告対象年度において、設置する工場等で上げDRや下げDRを実施した際に、それぞれのDRについて、1コマ（30分単位）あたりのDR供給容量が最大であったもの（最大供給容量）を記載してください。

報告対象年度におけるDR実施量を記載してください。下げDR及び上げDRの項目にはkWh量を評価できるDR（経済DR等）を実施した合計量をそれぞれ算出し記載してください。

DR実施量の算出については、算出支援ツールを公開しております。

（High 4of 5（当日調整あり）によってベースラインを設定）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/

令和7年度定期報告の提出にあたってDR実績値算出支援ツールとマニュアルを追加しました。

当該ツールを用いた計算は一例です。他の方法を用いたDR実績の算出も可能です。

➡ [DR実績値算出支援ツール（令和7年度報告用）](#) 

➡ [DR実績値算出支援ツール 利用マニュアル（令和7年度報告用）](#) 

特定－第2表1-5電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

手入力

- 特定第2表 1－5 はDRを実施した事業者のうち、報告可能な事業者のみ記載して下さい。

1－5 電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）←

自家発電設備←	←
電気を消費する機械器具←	←
空調設備←	←
蓄電池及び蓄熱システム←	←
その他←	← ← ←

備考 1 デマンド・レスポンスの対応を行うにあたり設置する工場等で活用した設備を報告すること。←

報告対象年度に上げ DR や下げDR 等を実施する際に活用した設備に「○」を記入してください（複数回答可）。
自家発電設備、電気を消費する機械器具、空調設備、蓄電池及び蓄熱システム以外の設備を用いて上げ DR または下げ DR に取り組んだ場合は、その他の欄に活用した設備を記入してください。

(参考) エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

$$\text{エネルギー消費原単位} = (A' - B - B') / C$$

A = エネルギー使用量 (燃料、熱、電気の使用量)

A' = Aのうち、非化石燃料の使用量に 0.8 を乗じた使用量

B = 販売した副生エネルギー量

B' = 購入した未利用熱量

C = エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値 (例：生産量、売上高、etc)

(注. 「A」、「B」、「B'」は原油換算 k l として計算)

$$\text{電気需要最適化評価原単位} = (A'' - B - B') / C$$

A = エネルギー使用量 (燃料、熱、電気の使用量)

A'' = Aのうち、非化石燃料の使用量に 0.8 を乗じ電気需要最適化係数を考慮した使用量

B = 販売した副生エネルギー量

B' = 購入した未利用熱量

C = エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値 (例：生産量、売上高、etc)

(注. 「A」、「B」、「B'」は原油換算 k l として計算)

特定－第3表 1－1

EEGSで自動入力

- 特定-第3表 1－1 エネルギーの使用に係る原単位等（エネルギーの使用と密接な関係を持つ値を事業者全体で1つに設定できる場合）に記載する方法は、以下の通りです。

特定－第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等
1－1 エネルギー消費原単位等

番号	事業分類				事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算																	
					エネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A-1)	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A-1')	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 k1) (B)	購入した未利用熱の量 (原油換算 k1) (B')	(C-1) = (A-1') - (B')	(C-1) の構成割合 (%) (D-1) = (C-1) / (E-1) × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (E)	エネルギー消費原単位 (E-1)	電気需要最適化評価原単位 (F-1)	対前年度比 (%) (G-1) = (E-1) / (F-1) × 100								
1	工場等に係る事業の名称	婦人服小売業			1,856	1,739 (1,265)			1,739 (1,265)												1) / 100 (G-1)	
	細分類番号	5	7	3																		1
2	工場等に係る事業の名称	かばん・袋物小売業			815	797			797 (726)												(D-1)	
	細分類番号	5	7	9																		1
3	工場等に係る事業の名称	洋品雑貨・小間物小売業			611	591			591 (512)													
	細分類番号	5	7	9																		3
事業者全体					(S-1) (合計)	(S-1') (合計)	T (合計)	T' (合計)	(U-1) (合計)	100%	V (合計)	(W-1) (合計)	(X-1) (合計)	(Y-1) = (W-1) / (X-1) × 100	対前年度比 (Z-1) = (Y-1) / (X-1) × 100							
					3,282	3,127			3,127 (2,503)		1,125 (名称: 売上高) (単位: 百万円)	2.800	2890	96.9								

エネルギー使用量と密接な関係をもつ値は、原則、**最下位を四捨五入した有効数字4桁**を持った数字で記入
(例: 1,125百万円、33,740㎡)

・原単位は、原則、**有効数字4桁**で記入
(例: 2.225、0.1848)

非化石燃料の使用量を0.8倍して再計算して下さい。

前年度の「原単位」を記入して下さい
今年が初めての提出で記入できない場合は「-」を記入して下さい

原単位

対前年度比

細分類番号が異なる事業であっても、エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

- ・エネルギーの使用量は整数で記入
- ・エネルギー使用量と密接な関係をもつ値は、原則、最下位を四捨五入した有効数字4桁を持った数字で記入
(例: 1,125百万円、33,740m³)
- ・原単位は、原則、有効数字4桁で記入
(例: 2.225、0.1848)

非化石燃料の使用量を0.8倍して再計算して下さい。

前年度の「原単位」を記入して下さい
今年が初めての提出で記入できない場合は「－」を記入して下さい

原単位

対前年度比

細分類番号が異なる事業であっても、エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値⑤が同じであれば、事業者全体をまとめて、原単位を算出する

特定－第4表 1 及び 2 について

EEGSで自動入力

- 事業者の過去 5 年間のエネルギー使用に係る原単位の変化状況を記入してください。

- ① ・報告対象年度の 4 年前～ 1 年前の原単位、前年度比欄については、**前年度の報告書から転記**
 ・報告対象年度の原単位（**特定－第3表**の ㊦）および対前年度比（%）（**特定－第3表**の ㊩）は一番右の欄に（直近の報告値が右に来るよう）記入。
- ② 直近 5 年度間の途中で報告義務が発生した場合には、報告を始めた年度の値から記入。
- ③ 原単位については、**原則、有効数字 4 桁**で記入。
- ④ 5 年度間の平均原単位変化の欄に、過去 5 年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値を 4 乗根し、小数点第 2 位を四捨五入して小数点第 1 位まで記入。（ $\text{㊨} \times \text{㊫} \times \text{㊬} \times \text{㊭}$ ） $^{1/4}$ （%）

1 エネルギー消費原単位

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	5 年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位	(2.299)	(2.277)	(2.295)	2.890 (2.225)	2.800	
対前年度比 (%)		㊨-1 99.0	㊫-1 100.8	㊬-1 96.9	㊭-1 96.9	98.4

なお、原単位を過去 5 年度間の把握していない場合（4年度間以下になる場合）は、5 年度間平均原単位変化欄には何も記入しない。

2022年度（2021年度実績）から報告されている事業者の例

特定－第4表 事業者の過去 5 年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	年度	年度 2021	年度 2022	年度 2023	年度 2024	5 年度間平均原 単位変化
エネルギーの使用に係る原単位		(98.2)	(99.7)	98.5 (97.9)	98.0	
対前年度比 (%)		㊨ 98.9	㊫ 101.5	㊬ 98.2	㊭ 99.5	

(参考) 特定－第4表 1 及び 2 における経過措置

- 改正省エネ法では、非化石エネルギーも含めたエネルギー全体の使用の合理化を図ることが必要。
- 5年度間平均エネルギー消費原単位の算定に当たっては、以下のとおり、経過措置を設けます。

●改正前の省エネ法に基づく数値は（ ）内に、改正後の省エネ法に基づく値は（ ）外に記載する。

■ 2024 年度定期報告（2023 年度実績）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	5 年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位	(95.92)	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	98.7
対前年度比 (%)		99.0	97.9	98.0	100.0	

■ 2025 年度定期報告（2024 年度実績）

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	5 年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	88.2	98.5
対前年		97.9	98.0	100.0	98.0	

■ 2026 年度定期報告（2025 年度実績）

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	5 年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	88.2	88.2	99.0
対前年度比 (%)		98.0	100.0	98.0	100.0	

■ 2027 年度定期報告（2026 年度実績）

	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	5 年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位	(91.11)	(91.11) 90	88.2	88.2	87.32	99.3
対前年度比 (%)		100.0	98.0	100.0	99.0	

両方の数値を記載

改正後の省エネ法に
基づく原単位変化

特定－第4表 3 非化石エネルギーの使用状況

- 3-1「非化石電気の使用状況」は全ての事業者が記入する必要があります。
- 3-2「定量目標の目安に関する指標の状況」は、目安設定業種のみ記入が必須となります。
- 3-3「その他の指標の状況」は、中長期計画書にて「その他の指標の状況」を設定している場合は記入が必須となります。
- 3-4「非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報」には、3-1、3-2、3-3で記載した割合の算出方法（計算式等）を記入して下さい。

3－1 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 k1)	非化石電気の使用状況					目標
		年度	年度	年度	2023年度	2024年度	2030年度
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	205,347	%	%	%	27.1 %	29.3%	60.0 %

中長期計画書に記
載した目標を記入

3－2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象 となる 事業	指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 k1)	指標の状況					定量目標 の目安	目標
				年度	年度	年度	2023年度	2024年度	2030年度	2030年度
2	セメント 製造業	焼成工程における 非化石燃料の使用 割合	800,000				27.1%	27.3%	28%以上	30%

中長期計画書に記
載した目標を記入

3－3 その他の指標の状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 k1)	指標の状況					目標
		年度	年度	年度	2023 年度	2024 年度	2030年度
事業者全体の全エネ ルギー使用量に占める非化 石エネルギー比率	996,845				24.9%	25.4%	30%

中長期計画書に記
載した目標を記入

非化石転換の定量目標の目安②：産業・業務分野全体

2022年12月23日工場WG
資料3より抜粋

- 全ての特定事業者が報告等を行う「**非化石電気の割合**」については、自社敷地内における太陽光パネルの設置等、需要家自らの取組をより広く評価するため、**自家発電分も含めた使用電気全体に占める非化石比率**に関する目標の設定及びそれに向けた計画・報告を行うこととしてはどうか。
- 全ての特定事業者は、①**事業者全体の使用電気(自家発電含む)に占める非化石電気の比率** ②**国が定める目安の指標** (目安がある業種のみ) ③**事業者全体の非化石比率を向上するために特に有効な指標** (任意) について、目標の設定及びそれに向けた計画・報告を行う。

【目安設定業種(※)の指標の例】

- ・自動車製造業：
事業者全体における使用電気
全体の非化石比率
- ・セメント製造業：
キルン等における燃料の非化石
比率
- ・高炉製鉄業：
粗鋼トン当たりの石炭使用量
原単位の削減率
- ・化学工業(石油化学,ソーダ工業)：
石炭使用量の削減率

① **事業者全体の使用電気(自家発電含む)に占める非化石電気の比率**
について、**目標の設定**及びそれに向けた**計画・報告**を行う

目安の設定がある

YES

NO

② **目安に対する目標設定及び**
それに向けた**計画・報告**を行う

③ その他の指標について、**事業者全体又は業種ごとに、**
追加的に目標の設定及びそれに向けた**計画・報告**を行う
(任意)

【任意に設定する指標の例】

- ・事業者全体のエネルギー
使用に占める非化石比率
- ・外部調達電気に占める
非化石比率
- ・〇〇製造工程における
エネルギーの非化石比率
- ・給湯用の熱エネルギー
使用に占める非化石比率

(事業者全体の非化石比率を
向上するために特に有効な指標
を設定する。)

(※) なお、電気の非化石比率について、事業者の取組の結果にかかわらず2030年度の比率が目安を大きく下回ることとなった場合、その結果のみをもって「著しく不十分」と評価するのではなく、地域の非化石電源比率が著しく低いことや、太陽光発電施設や非化石証書等の価格高騰など諸般の事情を総合的に考慮した上で判断するものとする。

(参考) 非化石エネルギーの使用状況の算出方法

- 非化石エネルギーの使用状況の算出に当たっては、以下 3 点を考慮して下さい。

I. 「重み付け非化石」に該当する電気の使用量を 1.2 倍する

自家発太陽光やオフサイト型PPA（FIT/FIP非認定）、他事業者から供給される非燃料由来の非化石電気等は、非化石エネルギー使用状況を算出する際、その使用量に 1.2 を乗じて計算して下さい。

※ただし、燃料を投じるものを除く再エネ自家発電（太陽光発電、風力発電、地熱発電等）については、下式のとおり熱量換算係数を 8.64（全電源平均係数）として再計算した上で、1.2 を乗じてください。

非化石エネルギー使用状況の算出時における再エネ自家発電電（※）の使用量

$$\begin{aligned} &= \underbrace{\text{発電量(千 kWh)} \times 3.6 (\text{GJ/千 kWh})}_{\text{通常のエネルギー使用量}} \times \underbrace{8.64/3.6}_{\text{全電源平均係数で再計算}} \times 1.2 \end{aligned}$$

II. 証書等の非化石エネルギーみなし量を化石エネルギー使用量と置き換える

非化石エネルギー使用状況の算出の際、証書等の非化石エネルギーみなし使用量を化石エネルギー使用量と置き換えて計算して下さい。

III. 他社に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量を分母・分子から控除

非化石エネルギー使用状況の算出の際、熱・電気供給の用に供するエネルギーを発生させるために使用した燃料の使用量は差し引いて計算して下さい。

上記 I、II、III を踏まえ、非化石エネルギーの使用状況は下式のとおりとなります。

$$\text{非化石エネルギーの使用状況} = \frac{\text{非化石エネルギーの使用量(重み付け非化石 1.2 倍)} + \text{II} - \text{III}}{\text{全エネルギー使用量(重み付け非化石 1.2 倍)} - \text{III}}$$

(参考) 非化石エネルギーへの転換措置に関する一次換算係数

各措置における電気の一次換算係数について

電気の種類					一次換算係数(GJ/千kWh)		
					(a)エネルギーの使用の合理化措置	(b)非化石エネルギーへの転換措置	(c)電気の需要の最適化措置
買電	系統電気	自己託送以外	電気事業者からの買電	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
				非化石分	8.64	8.64 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
			オフサイトPPA	非化石重み付けなし	3.6	8.64 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
				非化石重み付けあり	3.6	8.64 × 1.2 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
		自己託送	非燃料由来の非化石電気		3.6	8.64 × 1.2 (非化石カウント)	3.6
			上記以外	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	8.64
				非化石分	8.64	8.64 (非化石カウント)	8.64
			非燃料由来の非化石電気		3.6	8.64 × 1.2	3.6
	自営線 (他事業者からの供給)	上記以外	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	8.64	
			非化石分	8.64	8.64 (非化石カウント)	8.64	
			非燃料由来の非化石電気 (オンサイトPPA含む)		3.6	8.64 × 1.2	3.6
			上記以外		※投入した燃料・熱でカウント (非化石燃料は0.8倍)	電気の非化石割合を指標とすると き →発電量に対して8.64を掛けて カウントする。 上記以外を指標とすると き →投入した燃料・熱でカウントする。 (ただし非化石燃料は0.8倍しない)	※投入した燃料・熱でカウント (非化石燃料は0.8倍)

特定－第4表 3-1

EEGSで自動入力
※目標は手入力

- 3-1には、事業者全体の使用電気（自家発含む）に占める非化石電気の比率について実績等を記入して下さい。ただし、販売した電気は含みません。
- 本表において電気の使用量をエネルギー換算する際には、一次換算係数8.64（GJ/千kWh）を乗じて算出して下さい。
- 「重み付け非化石」に該当する電気には、その使用量に1.2倍を乗じて算出して下さい。
- 本表における目標年度は必ず2030年度に設定して下さい。

3－1 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 kl)	非化石電気の使用状況					目標
		年度	年度	年度	2023年度	2024年度	2030年度
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	205,347	%	%	%	27.1%	29.3%	60.0%

中長期計画書に記
載した目標を記入

販売した電気を除く、事業者全体の電気の使用量（※自家発含む）

年度ごとに右詰め記入

$$\text{非化石電気の使用状況} = \frac{\text{非化石電気の使用量(重み付け非化石 1.2 倍)} + \text{II} - \text{III}}{\text{全電気使用量(重み付け非化石 1.2 倍)} - \text{III}}$$

※燃料を投じて発電した自家発電電気の使用量は通常、投入燃料でエネルギーカウントするため、発電量は熱量換算しませんが、非化石電気の使用状況の算出においてはこれも熱量換算して計算をしてください。

特定－第4表 3-2

手入力

- 3-2では、業種ごとに国が設定する定量目標の目安に関して、実績等を記入して下さい。
- 本表は目安の設定がある**5業種のみ記入が必須**です。（その他の事業者は記入不要）
- 本表における**目標年度は必ず2030年度に設定**して下さい。

3－2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 k1)	指標の状況					定量目標 の目安	目標
				年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
							2023	2024	2030	2030
2	セメント製造業	焼成工程における 非化石燃料の使用割合	800,000				27.1%	27.3%	28%以上	30%

中長期計画書に記載した目標を記入

●定量目標の目安となる水準

区分	事業	指標	目安となる水準
1 A	高炉による製鉄業（※1）	水素、廃プラスチック又はバイオマスの導入等の非化石エネルギーへの転換に向けた取組による、2030年度における2013年度比石炭の使用量に係る原単位（石炭の使用量を粗鋼の生産量で除して得た値をいう。）削減割合	2%以上
1 B	電炉による製鉄業（※2）	2030年度における外部調達する電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	59%以上
2	セメント製造業（※3）	2030年度における焼成工程（原料を高温で焼成し中間製品であるクリンカーを製造する工程）における化石燃料及び非化石燃料の使用量に占める非化石燃料の使用量の割合	28%以上
3 A	洋紙製造業（※4）	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
3 B	板紙製造業（※5）	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
4 A	石油化学系基礎製品製造業（※6）	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
4 B	ソーダ工業	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
5	自動車製造業	2030年度における外部調達する電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	59%以上

左表に記載の水準をそのまま記載

※熱量換算の詳細については定期報告書の記入要領で示す。

特定－第4表 3-3

手入力

- 3-3には、任意に設定した指標に関する実績等を記入して下さい。
- **本表の記入は任意**となります。
- 指標の設定に当たっては、**事業者全体の非化石比率を向上するために特に有効と考えられる指標**として下さい。
- 本表における**目標年度は、必ずしも2030年度とする必要はありません**。

3-3 その他の指標の状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 k1)	指標の状況					目標
		年度	年度	年度	2023 年度	2024 年度	2030年度
事業者全体の全エネルギー使用量に占める非化石エネルギー比率	996,845				24.9%	25.4%	30%

中長期計画書に記載した目標を記入

年度ごとに右詰め記入

※任意指標の例

- ・ 事業者全体のエネルギー使用に占める非化石エネルギー割合
- ・ 外部調達電気における非化石エネルギー割合
- ・ ○○製造工程における非化石エネルギー使用割合
- ・ 給湯用の熱エネルギー使用に占める非化石エネルギー割合

特定－第4表 3-4

手入力

- 3-4には、3-1、3-2、3-3の計算式など、非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報を記載して下さい。
- 3-1、3-2、3-3それぞれについて根拠となる情報を記載いただく必要があります。
- **本表の記入は必須**となります。

(記載例)

3-4 非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報

(3-1) 非化石エネルギーの使用量〇〇kWh+ 証書等の非化石エネルギー量〇〇kWh/全エネルギー使用量〇〇kWh=〇〇%
(3-2) …

特定－第5表 1、2 原単位を改善できなかった理由

手入力

- 過去5年度間の原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は、その理由を記入して下さい。
- 事業者の報告対象年度の原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は、その理由を記入して下さい（**原単位が昨年度と同じだった場合も記入が必要です。**）。

（以下は、特定－第5表2の例）

- ①過去5年度間の**電気需要最適化評価原単位**が平均1%以上改善できなかった場合（**第4表の5年度間平均原単位変化が99.0%を超えた場合**）は、その理由を（ハ）に具体的に記入。（改善できた場合は、記載不要。）
- ②前年度に比べ電気需要最適化評価原単位（電気需要平準化評価原単位）が改善できなかった場合（**特定－第4表の対前年度比①が100.0%以上の場合**）は、その理由を（二）に具体的に記入。（改善できた場合は、記載不要。）

2 事業者の過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は事業者の電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（二）の理由

①

（ハ）の理由

（例） 主な理由としては（イ）と同じであるが、工場を24時間操業し続けており、系統電気の需給状況の予測に対して数日で操業状況を調整することができないことから、電気需要最適化評価原単位の指標の改善が行えなかった。

②

（二）の理由

（例） 出力制御が比較的発生していた春季の期間は設備トラブルにより工場の稼働状況が低下しており、その受注残を挽回するため比較的需給ひっ迫状況の発生していた夏季の期間に工場の稼働状況を上げたことにより、電気需要最適化評価原単位が悪化した。

備考 （ハ）及び（二）共に該当する場合、双方記載すること。

改善できなかった場合は、必ず記載してください。

特定－第5表 3 非化石エネルギーの使用状況の向上

手入力

- 非化石エネルギーへの転換に関する指標の状況が、昨年度の指標の状況より向上しなかった場合は、その理由を記入してください（**昨年度と同じだった場合も記入が必要です。**）。
- 目標年度において、事業者が定めた非化石エネルギーへの転換に関する目標が達成できなかった場合は、その理由を記入してください。

非化石エネルギーへの転換に関する指標の当該年度の状況を、昨年度の指標の状況や設定した目標、計画と比較する等の分析を行い、指標の状況が向上しなかった理由及び当該事業者が抱えている事情等、参考となる情報を記入してください。

＜非化石エネルギーへの転換に関する指標＞

- 第4表3
- (3－1) 使用電気是体に占める非化石電気の比率
 - (3－2) 主要5業種の目安が定められた指標
 - (3－3) 任意の指標
 - (3－4) 事業者の定めた定性目標

3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

(例)
証書の活用、非化石比率の高い電力メニューの選択等により、使用電気全体に占める非化石電気の比率（3－1）及び事業者全体の全エネルギー使用量に占める非化石エネルギーの比率（3－3）については非化石比率を向上させることができたものの、焼成工程における非化石燃料の使用割合（3－2）については昨年と比べ減少している。これは燃料価格等の要因により非化石燃料の投入比率が低下したためである。

改善できなかった場合は、必ず記載してください。

特定－第9表 その他事業者が実施した措置

手入力

- 特定-第9表 1 及び 2 については、当該年度において、エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の最適化に関して実施した省エネ活動、体制整備等の措置について記入して下さい。なお、特定の工場等のみで実施した措置である場合には、工場等の名称も付記して下さい。

特定－第9表 その他事業者が実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要
・省エネ推進責任者会議（年6回） ・省エネ事例発表会開催（年2回）特に効果のあった優秀事例について社長表彰
<各工場で実施> ・省エネパトロール 職場における生産設備・空調・照明等の維持管理状況の確認 ・省エネ勉強会 省エネ推進メンバーを対象として実施 ・省エネ月間の推進（2月）
<〇〇工場> ・設備を集約化して生産プロセスを見直し、高効率ボイラー1基を導入し、生産効率を5%改善した。
<本社> ・蛍光灯のLED照明への切り替えを順次実施（導入率90%）

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要
<〇〇工場> ・電気を大量に消費する一部の製品を夜間に生産している。

特定－第9表 その他事業者が実施した措置

手入力

- 特定-第9表3については、非化石エネルギーへの転換に関して、取り組んだ事項について、定性的な取組も含めて記載して下さい。

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措 置 の 概 要
・燃料残差も原料の一部として活用できる特徴を活かし、通常の燃料としての利用が困難である廃棄物等の非化石燃料の使用を目指し、2025年4月より利用技術の研究開発及び実証実験を進めている。
・製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成メタンの使用を目指し、2026年10月より研究開発及び実証実験を開始する予定。

特定－第9表 その他事業者が実施した措置

手入力

- 特定-第9表5については、2023年度に提出した中長期計画書において、報告対象年度に実施することとされていた内容（中長期計画書Ⅳ2.の内容）を転記して、その実施状況を報告してください。

5 非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況
非化石比率の高い電力メニューへの転換	△△工場	有	○

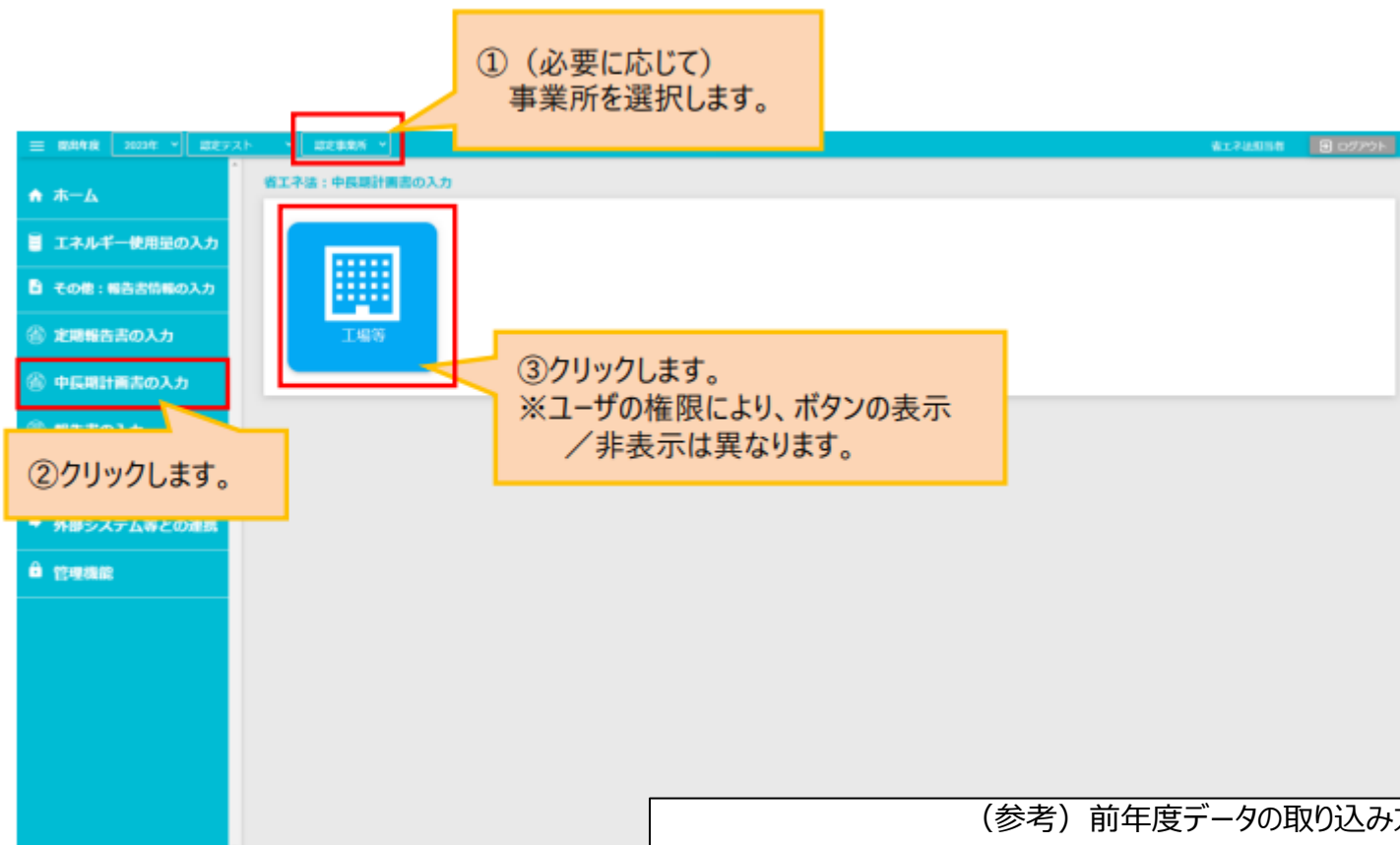
2023年度に提出した中長期計画書において、報告対象年度に実施することとされている内容を転記してください。
なお、中長期計画書に記載がないものについてもここに記載することは可能です。その場合、「中長期計画書記載の有無」は「無」、それ以外の場合は「有」と記載してください。

記載した各計画内容の実施状況を記載してください。なお、複数年度にわたって実施する事項については、報告対象年度に実施予定であった部分の実施状況を記載してください。
○：予定通り実施
△：計画より小規模の投資、実施の遅延があったが実施
×：未実施
－：中長期計画書に記載なし

実施状況を○△×以外の方法で記入しているケースが見られますので、○△×を記入してください。

EEGSによる中長期計画書作成の流れ

- 各事業所は「計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果」と「非化石エネルギーへの転換に関する計画内容及び期待効果」のみ入力が可能です。その他の項目については、とりまとめユーザーにて、中長期計画書を完成させて下さい。



(参考) 前年度データの取り込み方法



中長期計画書 IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

手入力

- 1 - 1 には全ての事業者が非化石電気の使用状況における目標を記入してください。

IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画
1. 非化石エネルギーへの転換に関する目標
1 - 1 非化石電気の使用状況

① 指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算kl)	目標	
		2030	年度
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	② 100,000	③ 40.0	%

・自社の現状の非化石割合を踏まえ、それを上回る目標値を設定して下さい。
・令和6年度報告にて既に設定頂いておりますが、令和7年度以降の報告においても現状を踏まえたより高い目標への更新が可能です。

① IV 1 - 1 表では、事業者全体で使用する電気の非化石比率について、目標を設定します。事業者全体で使用した電気には、電気事業者から購入した電気や、燃料を投じて発電した自家発電電気の使用量（※）も含まれます。また、本表において電気の使用量をエネルギー換算する際には、いずれの電気の種類についても、使用量(千kWh)に対して一次換算係数8.64(GJ/千kWh)を乗じて算出してください。

※燃料を投じて発電した自家発電電気の使用量は通常、投入燃料でエネルギーカウントするため、発電量は熱量換算しませんが、非化石電気の使用状況の算出においてはこれも熱量換算して計算をしてください。

② IV 1 - 1 表の「指標の範囲全体のエネルギー使用量」には、事業者全体で使用した電気の使用量を原油換算値で記入してください。なおその際、①のとおり、一次換算係数はいずれの電気の種類についても8.64(GJ/千kWh)を使用してください。

③ IV 1 - 1 表の「目標」欄では、事業者全体で使用する電気の非化石比率に関する2030年度の目標値を記入してください。

(参考資料)

非化石電気比率の算出方法については、記入要領P67もご確認下さい。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/kojo-kinyuoryo25.pdf#page=68

中長期計画書 IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

手入力

- 1 - 2 には定量目標を国が定めた 5 業種の事業者が目標を記入してください。

④ IV 1 - 2 表は、工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準（令和 5 年 3 月 3 1 日経済産業省告示第 2 8 号）の別表第 1 に掲げる目安の設定がある 5 業種 8 分野に該当する事業者のみ記入してください。記入に当たっては、記入要領別冊 1 をご参照ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/bessatsu23_1.pdf

⑤ IV 1 - 2 表の「区分」「対象となる事業」「指標」「定量目標の目安」欄には、下表を参考に該当する事業について記入してください。

⑥ IV 1 - 2 表の「指標の範囲全体のエネルギー使用量」欄には、各指標のバウンダリーにおいて対象となるエネルギーの使用量を原油換算値で記入してください。

⑦ IV 1 - 2 表の「目標」欄には、2030 年度における各指標に関する目標値を記入してください。

④ 1 - 2 定量目標の目安に関する指標の状況				⑥		⑦	
区分	対象となる事業	指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算kl)	定量目標の目安		目標	
				2030 年度		2030 年度	
⑤ 2	セメント製造業	焼成工程における非化石燃料の使用割合	800,000	28	%	30	%

【定量目標の目安】

区分	対象となる事業	指標	目安となる水準
1 A	高炉による製鉄業	2013 年度比石炭の使用量に係る原単位削減割合	2 % 以上
1 B	電炉による製鉄業	外部調達電気及び自家発電における非化石エネルギー割合	5 9 % 以上
2	セメント製造業	焼成工程における非化石燃料の使用割合	2 8 % 以上
3 A	洋紙製造業	①主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合	① 3 0 % 以上
		②主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	② 5 9 % 以上
3 B	板紙製造業	①主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合	① 3 0 % 以上
		②主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	② 5 9 % 以上
4 A	石油化学系基礎製品製造業	①主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合	① 3 0 % 以上
		②主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	② 5 9 % 以上
4 B	ソーダ工業	①主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合	① 3 0 % 以上
		②主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	② 5 9 % 以上
5	自動車製造業	外部調達電気及び自家発電における非化石エネルギー割合	5 9 % 以上

<目次>

1. 省エネ法について

2. 昨年度からの変更点

－DRに関する事項（特定－第2表）－

－温対法に関する事項（特定－第12表）－

3. 定期報告書・中長期計画書の作成ポイント

4. 参考

事業者クラス分け評価制度（SABC評価制度）

- 省エネ法の定期報告を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施するもの。

Sクラス

省エネが優良な事業者
(目標達成事業者)

【水準】 ※1

① 努力目標達成

または、 ※2

② ベンチマーク目標達成

【対応】

優良事業者として、経産省HPで事業者名や連続達成年数を表示。

Aクラス

省エネの更なる努力が
期待される事業者
(目標未達成事業者)

【水準】

Bクラスよりは省エネ水準は高いが、Sクラスの水準には達しない事業者

【対応】

省エネ支援策等に関する情報をメールで発出し、努力目標達成を推進。

Bクラス

省エネが停滞している事業者
(目標未達成事業者)

【水準】 ※1

① 努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前年度年比増加

または、

② 5年間平均原単位が5%超増加

【対応】

注意喚起文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。

Cクラス

注意を要する事業者
(目標未達成事業者)

【水準】

Bクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分

【対応】

省エネ法第6条に基づく指導を実施。

※1 努力目標：5年間平均原単位を年1%以上低減すること。

※2 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。

※3 定期報告書、中長期計画書の提出遅延を行った事業者は、Sクラス事業の公表・優遇措置の対象外として取り扱うことがあります。

省エネ法 定期報告情報の開示制度

- 省エネ法では、産業部門のエネルギー使用量の約 8 割、業務部門の約 6 割をカバー。
- 昨年、省エネ法に基づく定期報告情報*を、企業の同意に基づき開示する仕組みを創設。
* エネルギー総使用量、非化石エネルギー総使用量、調整後温室効果ガス排出量、エネルギーの使用の合理化に関する情報（エネルギー消費原単位等）、非化石エネルギーへの転換に関する情報（電気の非化石比率の目標及び実績等）、電気の需要の最適化に関する情報（DR実施日数等）等
- 令和 6 年度より、全ての省エネ法特定事業者等（エネルギー使用量1,500kl/年以上の大規模需要家）を対象に、本格運用を開始。
- 令和 6 年度は1,695者が参加を宣言（昨年度は47者＋8省）。
- このうち昨年 8 月までに参加宣言する等※1した936者のシート（令和 6 年度報告分）は、11月に「速報版」※2として経産省HPで公表済。全参加者のシートの確報版は、3 月末を目途に公表予定。
- 令和 7 年度に向けた新規の参加宣言の受付は、4 月に開始予定。

本開示制度の利点

企業は既にある報告書ベースのため負担感なく参画できることに加えて、対外的に法に基づく質の高い情報を発信できる。

投資家など読み手においては一覧性を持って評価しやすくするツールとして有効活用が期待される。

開示事業者数が多い5業種

中分類	開示事業者数	業界内の開示割合
16 化学工業	155者	22%（N=718者）
31 輸送用機械器具製造業	123者	19%（N=646者）
22 鉄鋼業	110者	33%（N=331者）
09 食料品製造業	89者	10%（N=885者）
24 金属製品製造業	79者	24%（N=336者）

※業界毎のNは令和 6 年 7 月末時点での特定事業者指定状況を反映したもの
（参考）[省エネポータルサイト「省エネ法定期報告情報の開示制度」](#)

【参考 関連HP】

● 改正省エネ法

- － [省エネ法の手引き（工場・事業場編）](#)
- － [定期報告書・中長期計画書記入要領](#)
- － [省エネ法ヘルプデスク](#)（[質問フォーム](#) 又は **0570-000-291** までお問い合わせください。）
- － [定期報告書・中長期計画書について](#)（最適化原単位計算に係るExcelはこのページに掲載しています。）

● 情報開示制度

- － [定期報告書情報開示制度](#)

● 温対法関連

- － [SHK制度トップページ](#)
- － [排出係数一覧](#)

● EEGS

- － [EEGSトップページ](#)
- － EEGSヘルプデスク（Tell:03-4446-6054 Mail:g-eegs-support@sec.co.jp）
- － [操作マニュアル](#)
- － [操作説明会動画](#)